

静岡県がんセンター局告示第3号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

4の表中

「

(7) 基本料	1件につき	2,400,000	10回までの照射を含む。	を
---------	-------	-----------	--------------	---

」

「

(7) 基本料	1件につき	2,700,000	10回までの照射を含む。	に改める。
---------	-------	-----------	--------------	-------

」

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。